

○横須賀市立学校（小学校及び中学校、ろう学校及び養護学校並びに高等学校） の管理運営に関する規則中改正について

1 改正内容

（1）休業日の変更

ア 改正理由

教職員の働き方改革及び教育の質の担保・向上の面から、学年始休業日について、年度当初における入学式・始業式及び学校運営方針の確認等の準備時間を十分に設けるため。

イ 改正概要

学年始休業日について、「4月1日から4月4日まで」を「4月1日から4月6日まで」に変更します。

（2）学校評議員の規定

ア 改正理由

令和4年度から市内の公立学校（幼稚園を除く）に学校運営協議会を設置し、学校評議員が担っていた役割を学校運営協議会に移行していくことに伴い、学校評議員に関する規定の改正を行う必要があるため。

イ 改正概要

学校評議員は、学校関係者評価や校長の意見具申役などの役割を担っています。学校教育法施行規則で、「設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。」と規定されており、横須賀市では、市立学校に学校評議員を置くこととしています。

また、学校運営協議会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定され、地域住民・保護者・有識者などが学校と目標を共有し、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組みとなります。

令和4年度から設置される学校運営協議会が学校評議員の役割を包括することになるため、学校運営協議会を設置した学校については、学校評議員の設置を要しないこととします。

（3）指導要録の様式改正

ア 改正理由

令和4年度から高等学校及びろう学校高等部の指導要録に記載する教科ごとの観点別学習状況の評価の観点欄の記載内容が変更されることに伴い、様式の改

正を行う必要があるため。

イ 改正概要

文部科学省は、平成30年3月告示の高等学校学習指導要領で、「生きる力」を子どもたちに育むために「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫等をできるようにするために、全ての教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で再整理しました。

このことにより、観点別学習状況の評価の観点が現行の4観点(国語は5観点)から、特別の教科道徳を除く全教科が3観点(「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」)に変わり、3観点の評価について、指導要録に記載する必要があるのため、文部科学省が示している高等学校生徒指導要録の参考様式に合わせるための変更を行います。

2 改正する規則

規則の名称	改正内容	1 (1) 休業日の変更	1 (2) 学校評議員の規定	1 (3) 指導要録の様式改正
①横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(議案第4号)		○	○	—
②横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則(議案第5号)		— (準用規定※)	— (準用規定※)	○
③横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則(議案第6号)		○	○	○

※横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営規則第9条の規定により横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の規定を準用するため、改正の必要なし。

3 施行期日

令和4年3月1日 公布

同年4月1日 施行